

# 高等学校等専攻科修学支援金について

専攻科に通う生徒を対象とした授業料を支援するための制度です。申請し、認定が受けられた場合、授業料の全額または半額の支払いが免除されます。

令和8年7月から令和9年6月分までの申請を受け付けます。

## 1. 対象者

【算式】市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）×6%－調整控除の額

**区分1 生計維持者<sup>※1</sup>の算定基準額が100円未満である者**

→世帯年収の目安 270万円未満程度

**区分2 生計維持者の算定基準額が51,300円未満である者（区分1に該当する者を除く）**

→世帯年収の目安 270万円以上380万円未満程度

**区分3 多子世帯（＝扶養する子が3人以上いる世帯）に該当する者<sup>※2</sup>**

→所得制限なし

※1 生計維持者とは

- ・生徒に父母がいる場合は、父母。（ひとり親世帯等の場合は、父または母。）
- ・生徒に父母がいない場合は、生徒本人または父母に代わって生計を維持する者。

※2 多子世帯に該当する者とは

市町村民税に係る生計維持者が扶養する子の数が3人以上であり、かつ生計維持者に扶養されている者。  
なお、「扶養する子」には生計維持者の配偶者、父母および生計維持者より年長の者は含まれない。

## 2. 専攻科修学支援金の額（月額）

**区分1・区分3 に該当する世帯：授業料の月額に相当する額（9,900円）**

**区分2 に該当する世帯：授業料の月額に相当する額の2分の1の額（4,950円）**

## 3. 申請書類の配布期間・提出期限

○配布日：令和8年6月19日（金）～

○提出期限：**令和8年6月26日（金）【期限厳守】**

○配布・提出場所：管理棟（本科）事務室

## 4. 家計急変支援制度

生計維持者が、負傷、疾病により離職または休職等し、その後90日以上就労が困難であるなど、対象となる家計急変事由に該当し、かつ、家計急変事由発生後の収入状況から算出した推計年収が要件を満たす場合に免除を受けられます。家計急変支援制度への申請は、申請書類が異なりますので、該当される可能性がある場合は、事務室までご連絡ください。